

令和5年7月11日  
公益社団法人北海道観光振興機構

令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業  
映像制作事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業

2. 事業目的

令和5年9月に北海道で開催する「アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道・日本（以下「ATWS2023」という。）」の開催内容が分かるAT映像を制作する。制作するAT映像は、大会開催後に行なう報告会等で利用するとともに、その成果を国内外に広めるため今後のプロモーションにも活用する。また、北海道における冬のATコンテンツの魅力を伝えるプロモーションに活用するため、昨年度撮影した冬の流氷関連映像素材を基に新規動画を制作する。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

7月11日（火） 公示

7月18日（火） 企画提案の参加表明期限

7月26日（水） 企画提案書の提出期限

7月28日（金） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

※4社以上応募の場合は27日（木）に書類による予備審査、28日（金）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う

8月上旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

北海道経済部観光局観光振興課内

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT推進部 竹田 晴香

Email h\_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業  
映像制作事業  
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

令和5年9月に北海道で開催する「アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道・日本（以下「ATWS2023」という。）」の開催内容が分かるAT映像を制作する。制作するAT映像は、大会開催後に行なう報告会等で利用するとともに、その成果を国内外に広めるため今後のプロモーションにも活用する。また、北海道における冬のATコンテンツの魅力を伝えるプロモーションに活用するため、昨年度撮影した冬の流水関連映像素材を基に新規動画を制作する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本事業は、令和5年北海道議会第二回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額が変更となる場合又は事業が中止になる場合があります。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあることに留意すること。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和6年1月31日（水）まで
- (2) 業務スケジュール
  - 7月11日（火） 公示
  - 7月18日（火） 企画提案の参加表明期限

- 7月26日(水) 企画提案書の提出期限
  - 7月28日(金) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)  
※4社以上応募の場合は27日(木)に書類による予備審査、28日(金)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
  - 8月上旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
  - 1月31日(水) 事業実績報告書の提出
- ※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) ATWS2023 開催報告用映像制作

ATWS2023 の開催内容が分かる動画を制作する。大会主催者であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション(以下「ATTA」と言う。)が期間中撮影する素材を編集対象とするが、不足する部分は小型カメラ等を使用し新規撮影を行ない、編集に利用する。

【ATWS2023 の概要】

毎年1回開催される、世界最大のATイベント。基調講演、分科会、ワークショップ、商談会のほか、大会初日に日帰りツアー(全員参加)及び、大会前に3泊以上のツアー(任意参加)が実施される。

ATはサステナビリティと地域経済への貢献を重要な概念としており、ATWS2023においても可能な限り環境をはじめ多様なサステナビリティに配慮した大会運営とする必要がある。

- ① 主催者 アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション(ATTA)
- ② 参加者 世界約60国よりAT関係者(ツアーオペレーター、メディア、DMO等)約800人  
※800人中、約2割が日本国内からの参加者と予想されている。
- ③ テーマ 調和 Harmony
- ④ 主会場 札幌コンベンションセンター(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)
- ⑤ スケジュール等

|          | 内容  | 場所                        |
|----------|---|---------------------------|
| ～9月10日   | プレサミットアドベンチャー(PSA)  | 道内・道外                     |
| 9月10日(日) | 昼～夕方: 事前チェックイン  | 大通ビッセ                     |
| 9月11日(月) | 朝～夜: ディオブアドベンチャー(DOA)<br>夕方～: ウェルカムレセプション   | 集合・帰着: 大通公園1丁目<br>大通公園1丁目 |
| 9月12日(火) | ATWS<br>本大会<br>イベントチェックイン(12日朝のみ)<br>本会議(PLENARY SESSIONS、BREAKOUT SESSIONS、MARKET PLACE、MEDIA CONNECT等)<br>ランチ、コーヒープレイク(午前・午後)<br>メディアカンファレンス(12日) | 札幌コンベンションセンター             |
| 9月13日(水) |   |                           |
| 9月14日(木) |   |                           |
|          | 12日夜: オープニングレセプション<br>14日夜: クロージングレセプション  | 大倉山ジャンプ競技場<br>未定          |
| 9月15日～   | ポストサミットアドベンチャー(POST-SA)   | 釧路・十勝・上川・宗谷               |

※参考: ATWS2023 の Agenda(ATTA の HP ※随時更新中)

<https://events.adventuretravel.biz/summit/hokkaido-2023/agenda>

- ⑥ 言語 大会の各プログラムは全て英語で行われる。

【制作動画について】

- ① 用途  
(ア) ATWS2023 開催後に行われる報告セミナー(11月末～12月開催予定)にて放映する  
(イ) ATWS2023 開催成果として今後のプロモーションに活用する
- ② 編集対象となる既存素材  
ATTA の撮影チームが大会期間中に撮影する映像素材。撮影範囲には、7.(1)⑤表に記載された9月11日～14日の期間中に実施される主なイベントおよびPSA3コース/DOA3

コースが含まれる。素材は観光機構より提供するため、受託事業者は記憶媒体（ハードディスク、USBなど）を用意すること。提供時期は9月末を予定（※観光機構が ATTA と調整を行う）。

③ 撮影対象

上記②以外で観光機構が指定する大会期間中のイベントの様子を小型カメラにて撮影を行なうこと。大型カメラでの撮影は、ATTA からの注意事項に基づき、参加者に圧迫感を与えるため不可。

撮影時間は、札幌市内において約3時間/日×4日(9/10-13)を想定するが、ATTA との調整により変更する場合がある。

撮影すべきイベントは、事前に観光機構より指定する。

## 制作様式

④ 時間・本数

下記のまとまりで動画を制作すること。

(ア) アドベンチャー（素材 PSA3 コース/DOA3 コース）に係わる動画

時間：3～5分、本数：1本

(イ) 札幌コンベンションセンター会場での開催内容に係わる動画

時間：3～5分、本数：1本

(ウ) レセプション（ウェルカム、オープニング、クロージング）に係わる動画

時間：3～5分、本数：1本

(エ) 全体をまとめた総集編

時間：3～5分、本数：2本

内訳：

- ・北海道に深く係わる内容をまとめたもの 1本
- ・特徴的なイベントや参加者の様子をまとめたもの 1本

⑤ 言語

日本語・英語

- ・必要に応じて、翻訳し（日→英、英→日）、字幕テロップを挿入すること

⑥ 技術要件・規格

フルHD（1920x1080p）

⑦ その他留意事項

- ・使用する音源（BGM）等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む2次利用が可能であること。
- ・仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- ・映像および編集後の動画の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする。

(2) 冬の AT 映像制作

昨年度撮影した既存の映像素材を編集し、北海道での冬のアドベンチャー旅行の魅力伝える動画を制作すること。新規撮影は行わない。

① 編集対象となる既存素材

(ア) 冬のオホーツク流氷動画素材

令和4年度 AT 動画素材撮影業務にて撮影した動画および映像素材。当素材は観光機構より提供する。

<素材内容>

羅臼ネイチャークルーズ（バードウォッチング）、居酒屋・宿泊施設での夕食シーン、ウトロ流氷上でのアクティビティ、夕陽台からの夕陽シーン等

撮影時期：令和5年2月、合計容量：約540GB、動画規格：MP4、MOV

※参加表明事業者には、観光機構より素材内容が分かる資料を配布する。

※採択後に観光機構から素材を提供するため、受託事業者は容量550GB以上の記憶媒体（ハードディスク、USBなど）を用意すること

※提供する素材データは、当事業にのみ使用し、事業終了後に削除すること

## テーマおよび内容

② テーマ

- ・動画に対して AT の理念に基づいたテーマを設定し、1本の動画内においてつながりのあるシナリオを提案すること

- 動画は、アクティビティや景色を単に並べたものではなく、アドベンチャートラベルの魅力が伝わる内容とし、北海道および撮影地域の特性（自然、歴史、文化、成り立ち、食、人々の暮らし、サスティナブルな取組み等）を感じられるものであること

※最終的に観光機構と協議の上決定するが、AT への理解度を審査するため、企画提案時に今回作成する動画のテーマを提案すること。

③ 用途

(ア) SNS、WEB サイト、観光セミナー、観光機構事業等での北海道のアドベンチャートラベルに係わるプロモーション

(イ) 旅行会社、DMO、メディアへ提供（編集加工）する場合あり

④ その他留意点

- 編集にあたり、これまでに制作した動画を参考とし、AT の理念や視聴対象となるマーケットのニーズに合致するように AT に知見のある者を監修としてつけること。

参考動画

<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdnt1gbAr1LJHNjX5NQQgYal>

<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdk78Az6gGyxVIjvZWDFf47V>

[https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak\\_M9m8tOTgz2SDp7t0cu](https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak_M9m8tOTgz2SDp7t0cu)

[https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdk\\_sHqWoZEYy\\_YTxwvOu\\_jbh](https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdk_sHqWoZEYy_YTxwvOu_jbh)

- 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- 映像および編集後の動画の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする。

### 制作様式等

⑤ 時間・本数

テーマを設定したもの 2～3 分程度×1 本

⑥ 言語

日本語・英語

- 必要に応じて、翻訳し（日→英、英→日）、字幕テロップを挿入すること

⑦ 技術要件・規格

フル HD（1920x1080p）

⑧ その他留意点

- 使用する音源（BGM）等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む 2 次利用が可能であること。
- 使用する映像は、原則観光機構から提供する撮影素材とする。受託者にて用意するライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納品後の 2 次利用が可能であること。
- 制作した動画は、3 年間使用することを想定し、毎年変わる素材は原則使用しないこと。（イベント・祭り素材は、キャプションに撮影年月日を記載することで対応する）

(3) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 一次納品

納品期限：令和 5 年 9 月 29 日（金）まで

納品物：

(ア) 制作動画（冬の AT 動画 1 本）

(イ) テロップ等が含まれていない動画データ（MP4 ファイル、編集可能な状態のもの）

- ② 二次納品  
納品期限：令和5年11月30日（木）まで  
納品物：  
（ア）制作動画（ATWS2023開催報告用動画 5本）  
（イ）撮影素材（ATWS2023開催報告用動画制作にて新規撮影したもの）  
（ウ）テロップ等が含まれていない動画データ（MP4ファイル、編集可能な状態のもの）
- ③ 最終納品  
納品期限：事業期間終了まで  
納品物：  
（ア）事業実績報告書 紙媒体3部およびデータ  
（イ）上記納品物①～③すべてのデータを格納したUSBメモリまたは容量が足りない場合はハードディスク 2部

## 8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和5年7月18日（火）15:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 AT推進部 竹田 晴香 h\_takeda@visithkd.or.jp

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書  
上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
- ② 企画提案事項の総括表  
各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。
- ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）  
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
- ④ 事業実績  
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。  
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
- ⑤ 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
- ⑥ コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
- ⑦ 見積書（参考見積り）
  - ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
  - ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

### (2) 規格及び部数

A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）

### (3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

### (4) 提出期限

令和5年7月26日（水）15:00（厳守）

### (5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
（公社）北海道観光振興機構 AT推進部  
担当：竹田 晴香 TEL 011-206-6951

## 10. 選定基準

### (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

### (2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。

### (3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

## 11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

## 12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

## 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

## 14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。

- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT 推進部 竹田 晴香  
H\_takeda@visithkd.or.jp  
TEL 011-206-6951

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。



